

情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、
各府省等の調達に関する情報の共有等の状況についての報告
書（要旨）

平成23年11月

会計検査院

検査の背景

情報システムに係る契約の概要

政府は、サービス市場における自由で公正な競争を促し、真の競争環境を実現するなどのため、「情報システムに係る政府調達の基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、「情報システムに係る政府調達事例データベース」（以下「調達事例DB」という。）の充実等を行うなどとしている。

会計検査院は、平成18年10月に、参議院からの検査要請に基づき、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として検査結果を報告（以下、この報告を「18年報告」という。）し、情報システムに係る契約について、契約の競争性及び透明性の向上や積算の合理性の向上を図ることに努め、もって情報システム関係予算の経済的、効率的かつ効果的な執行を図ることが必要であるとの所見を示している。

今回、18年報告から5年以上が経過していることなどを踏まえ、情報システムに係る契約について、経済性、有効性等の観点から、予定価格の算定は合理的なものとなっているか、調達事例DBについて、政府全体として活用されているかなどに着眼して検査を行った。

検査の状況

1 契約の概況

検査の対象とした20年度から22年度までの契約件数及び支払金額は、計2,286件、524億6035万余円となっており、競争契約の割合は、18年報告において検査の対象とした16年度契約と比べて大幅に増加しているが、契約金額の予定価格に対する平均落札率は、18年報告において検査の対象とした16年度の保守運用契約の平均落札率とほぼ同等となっている。また、競争契約における1者応札は22年度においても依然として半数以上を占めているが、1者応札の場合の平均落札率は随意契約とほぼ同等の高い比率となっており、実質的な競争性は確保しにくい状況となっている。

2 予定価格の算定

(1) ハードウェアの調達

ハードウェアの調達に係る契約の賃借料等については、一部の契約を除き積算項目

が区分されている見積書等を徴していた。会計検査院が、本体価格、月間賃借料及び保守料を、業者から徴した見積書等の値引額と契約担当部局において過去の調達実績等に基づき査定して減額した額とを考慮して、業者が提示した値引前の見積金額等に対する割引率を試算したところ、それぞれの割引率は区々となっていた。また、月間賃借料を本体価格で除してリース料率を試算したところ、市販の積算参考資料に示されたリース料率と大幅にかい離したりしているものも見受けられた。

(2) システムの運用・運用支援

システムの運用・運用支援に係る契約における人件費単価は、業者から徴した見積書や価格証明書に基づき算定していたり、市販の積算参考資料等の技術者サービス料金等に基づき算定していたりしていた。

技術水準によりランク分けされている人件費単価をみると、「問合せ業務」（ヘルプデスク業務）を含む契約では、SE（システムエンジニア）等又はオペレータ等のいずれの人件費単価においても大きくばらついていた。

工数については、業者から徴した見積書等に基づき算定していたり、過去の実績等を基にするなどして契約担当部局において独自に算定していたりしており、見積書等の徴取先の数をみると、大半が1者見積りとなっていた。

(3) 予定価格の算定の現状、課題等

情報システムに係る契約事務については各府省等の契約担当部局ごとに行われているが、基本指針では予定価格の算定については特段の定めがなく、また、体系的な積算マニュアルは確立されていない。そして、各府省等の契約担当部局は、過去の算定方法等の情報を当該部局でのみ保存し利用しているなど調達に関する情報が体系的に整備されていない状況が見受けられた。

このような状況を考慮すると、見積書等や予定価格の算定内訳等の有用な情報を政府全体として共有し活用することとすれば、予定価格の算定に係る合理性のより一層の向上に寄与するものと認められる。しかし、各府省等は多額の予算を投入して情報システムに係る調達を実施してきているものの、基本指針の策定等におけるこれまでのIT投資の全体最適化等に係る議論においては、情報システムに係る契約における予定価格の算定の現状や課題等について十分な検討はなされておらず、また、このような情報の活用について、政府全体の調整等を担当する府省等は明確になっていない。

3 調達事例DBへの登録と活用

22年3月末時点における調達事例DBへの登録状況を検査したところ、基本指針の対象とされている契約の約半数しか登録されておらず、基本指針の趣旨を踏まえて積極的に登録することとされている契約については全て登録されていなかった。また、各府省等における調達事例DBの活用状況も、全体として低調となっていた。

調達事例DBにどのような情報が登録されれば有用かなどについて各府省等に聞き取り調査したところ、予定価格の算定内訳や機器等の単価等の情報が登録されれば参考になるという回答や、各府省等で閲覧できる情報と外部に公表する情報を区分するなどの機能拡充を図る必要があるという回答が多くなっていた。

所見

政府は、23年8月に策定した「電子行政推進に関する基本方針」に沿った電子行政を推進するに当たり、次のような取組を進め、もって国の情報システムに係る契約の経済的及び効率的な執行に努めることが必要である。

- ア 1者応札への対応や契約の競争性の確保について引き続き努力すること
- イ 予定価格の算定に関する情報について、政府全体として情報を共有し活用することについて、情報の種類、内容等も含めて検討すること
- ウ 上記イの検討等を担当する部署について、政府内での調整等を行うこと
- エ 調達事例DBについては、各府省等が必要とする情報を十分把握するなどして、各府省等が保有する情報を登録して有効に活用できるよう検討すること

会計検査院としては、電子行政の推進や政府CIO制度の導入に向けた政府の動きについて注視するとともに、国の情報システムについて、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。